

砥部町公告

一般競争入札を次のとおり行うので、砥部町契約規則（平成 17 年規則第 50 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

砥部町長 古谷 崇洋

記

1 入札に付する工事名及び工事場所等

- (1) 工 事 名 8 砥建雨水対第 2 号 高尾田雨水排水施設造成工事
- (2) 工 事 場 所 伊予郡砥部町高尾田
- (3) 工 事 概 要 造成面積 A=1018m²、排水構造物工 N=4 基、
集水桝工 N=5 基、水路工 L=95m、現場打擁壁工 L=112m、
付属物設置工 L=146m、矢板工 N=176 枚、縁石工 L=77m、
アスファルト舗装工 A=589m²、土のう工 N=61 袋
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 予 定 価 格 ¥ 2 4 3, 7 5 4, 0 0 0 -（消費税及び地方消費税の額を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) この公告日までに、砥部町入札参加有資格業者名簿（建設工事）に登録されていること。
- (2) 砥部町入札参加業者資格審査規程（平成 18 年告示第 95 号）第 4 条第 1 項の規定による令和 8 年度の「土木」の等級が「A」以上で、特定建設業許可を受けていること。
- (3) 愛媛県内に本店を有するものであること。
- (4) 過去 10 年間(基準日：本公告日)に元請として、1 件の工事請負額が 13,400 万円以上の土木工事の施工実績(国、地方公共団体その他公共団体発注工事で、完成し、CORINS に登録されているものに限る。)を有すること。

ただし、町内本店業者については、当該実績を求めない。

- (5) 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 過去 10 年間(基準日：本公告日)に、1 件の工事請負額が 8,900 万円以上の土木工事の施工実績(国、地方公共団体その他公共団体発注工事で、完成し、CORINS に登録されているものに限る。)で、監理技術者又は主任技術者としての施工実績があること。

ただし、町内本店業者については、当該実績を求めない。

- イ 土木工事の監理技術者となり得る国家資格等を有する者であること。

ウ 監理技術者は、建設業の種類で土木工事が可能な監理技術者資格者証を有する者であること。なお、監理技術者講習の修了を確認できること。

エ 公告日 3 か月以前から恒常的な雇用関係であること。

(6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(7) この公告日から落札者の決定までの間において、本町から指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続きの決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者または再生手続をなされていない者であること。ただし再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(10) その他資格審査において不相当と認められない者。

3 入札参加資格の申請

(1) 入札に参加を希望する者は、電子証明書(IC カード)を取得し、砥部町電子入札実施要領(平成 28 年 8 月 30 日制定)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)への利用者登録を完了したうえで、次の申請書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)

イ 入札参加資格審査資料(様式第 2 号及び第 3 号)

ウ イの添付書類

エ 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)または旧法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の写し

(2) 申請書類の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

申請書類は、電子入札システムにより提出すること。

イ 提出期間

令和 8 年 9 月 16 日から令和 8 年 10 月 6 日までの電子入札システム稼働時間中
(ただし、最終日は 16 時 00 分まで)に電子入札システムにより提出すること。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

(3) 提出場所

砥部町企画財政課契約資産係 砥部町宮内 1392 番地 TEL 089-909-4670

4 入札参加資格審査結果通知

令和 8 年 10 月 9 日までに電子入札システムにより通知する。

5 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求及び回答

(1) 理由の説明請求(書面(様式自由)を提出すること。)

ア 提出期間

令和 8 年 10 月 13 日から令和 8 年 10 月 14 日までの執務時間内(ただし、最終日
は 16 時 00 分まで)

イ 提出場所

砥部町企画財政課契約資産係 砥部町宮内 1392 番地 TEL 089-909-4670

ウ 提出方法

持参による。郵送及び電送によるものは受け付けない。

(2) 理由の回答

令和 8 年 10 月 16 日までに、請求した者に対し書面で回答する。

6 設計図書等(閲覧、質問、回答)

(1) 設計図書等の閲覧

令和 8 年 9 月 16 日から令和 8 年 10 月 15 日まで、電子入札システム内の入札情報公
開システムに掲載する。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面(様式第 4 号)を次
により持参、郵送又は電送(ファクス、メール)により提出すること。

ア 書面の提出期間

令和 8 年 9 月 16 日から令和 8 年 10 月 6 日までの閉庁日を除く 8 時 30 分から 17
時 15 分までの間(ただし、最終日は 16 時 00 分まで)

イ 提出場所

砥部町企画財政課契約資産係 砥部町宮内 1392 番地 TEL 089-909-4670

FAX: 089-962-4277 E-mail: 021keiyaku@town.tobe.ehime.jp

ウ 提出方法

持参、郵送または電送（ファクス、メール）によるものとする。

※電送による場合は、電話にて着信を確認すること。

(3) 質問に対する回答

令和 8 年 10 月 8 日までに、質問した者に対し書面で回答する。

7 現場説明 実施しない。

8 入札

(1) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ番号を入力の上、提出すること。

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

工事費内訳書については、設計図書にある「大内訳」と同項目で金額等を明らかにしたものであること。(参考様式参照)

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 13 日から令和 8 年 10 月 15 日までの電子入札システム稼働時間中(ただし、最終日は 16 時 00 分まで)とする。

9 開札

(1) 日時

令和 8 年 10 月 19 日(月) 9 時 30 分から

(2) 場所

砥部町役場 2 階 大会議室 伊予郡砥部町宮内 1392 番地

(3) くじ

落札となるべき金額を入札した者が複数ある場合は、電子くじにより落札者を決定する。

10 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。

(2) 入札回数は、1 回とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の 100 分の 10 以上を納付するものとする。

イ 金融機関または保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。

ウ 履行保険契約の締結を行い、または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、納付を免除する。

12 契約書は、落札者が作成するものとする。

13 調査基準価格

本件は、低入札価格調査制度対象工事であるため、調査基準価格を下回った入札があった場合には、落札決定を保留し、その入札金額で当該工事の履行が可能かどうかを調査した上、後日落札決定を行う。砥部町低入札価格調査要領（平成 26 年告示第 12 号）参照

14 支払条件

(1) 前金払

請負金額の 4 割以内とし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

当該契約の 2 割を超えない範囲で、既にした前金払に追加してすることができる。

砥部町公共工事中間前金払事務取扱要領（平成 25 年告示第 30 号）参照

(3) 部分払

砥部町契約規則第 49 条に基づき行う。

※中間前金払と部分払は選択制とする。その他、砥部町契約規則等の規程参照

15 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。その他、砥部町契約規則その他、公表している要綱等による。

16 契約の成立

工事に係る請負契約は、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 17 年条例第 51 号）に基づく砥部町議会の議決を得たときに成立する。

17 問い合わせ先

砥部町企画財政課契約資産係 砥部町宮内 1392 番地 TEL 089-909-4670

様式第 1 号

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

申請者

住 所

会 社 名

代 表 者

令和 8 年 9 月 16 日付で入札公告のありました 8 砥建雨水対第 2 号 高尾田雨水排水施設造成工事の入札に参加する資格について審査して下さいよう次の資料を添えて申請します。

なお、下記事項について事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- 2 破産者で復権を得ない者でないこと。
- 3 添付書類の内容については、事実と相違ないこと。

様式第2号

入札参加資格審査資料
(施工実績)

会社名：_____

工事 経験	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 から 年 月
	受注形態等	(出資比率 %)
工事概要等		

(注)

- 1 受注形態等については、「単体」、「共同企業体」のいずれかを記入し、共同企業体の場合は出資比率を記入すること。
- 2 工事経験を証明するものとして、(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による登録内容確認書(工事カルテ)の写しを添付すること。

様式第 3 号

入 札 参 加 資 格 審 査 資 料
(配置予定の技術者の資格・工事経験)

会社名：_____

技術者の氏名		
法令による免許		
工 事 経 験	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 から 年 月
	従 事 役 職	
工 事 概 要 等		

(注)

- 1 法令による免許については、当該資格を証する書類（写し）を添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付し、加えて、監理技術者講習の修了が確認できること。
- 2 工事経験については、他の会社などで従事していた経験を含みます。
- 3 従事役職については、「主任技術者」、「監理技術者」の該当する方を記入すること。
- 4 在籍証明または在籍の確認ができるものを添付すること。
- 5 工事経験を証明するものとして、（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。但し、様式 2 の施工実績と同じ場合は、省略することができる。

質 疑 応 答 書 令和 年 月 日 砥部町長 古谷 崇洋 様 住 所 会 社 名 代 表 者 T E L このことについて、下記のとおり質問します。	
(工事名) 8 砥建雨水対第 2 号 高尾田雨水排水施設造成工事	
質問事項	
回 答	